



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

677	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
678	〃	(〃).....	2
679	和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和3年度から令和5年度まで)に係る 一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(医務課).....	2
680	一般競争入札による落札者の決定	(〃).....	5
681	県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	5
682	〃	(〃).....	5
683	〃	(〃).....	6
684	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	6
685	〃	(〃).....	6
686	公共測量の終了	(技術調査課).....	7
687	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	7
688	〃	(〃).....	7
689	〃	(〃).....	8
690	〃	(〃).....	8
691	〃	(〃).....	8
692	〃	(〃).....	9
693	〃	(〃).....	9
694	〃	(〃).....	9
695	〃	(〃).....	10
696	〃	(〃).....	10
697	〃	(〃).....	11
698	〃	(〃).....	11
699	〃	(〃).....	11
700	〃	(〃).....	12
701	〃	(〃).....	12
702	〃	(〃).....	12
703	〃	(〃).....	13
704	〃	(〃).....	13
705	〃	(〃).....	13
706	〃	(〃).....	14
707	土地区画整理法による換地処分	(都市政策課).....	14
708	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	14

○ 選挙管理委員会告示

*40	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の 一部改正	15
-----	--	-------	----

○ 公告

入札公告

(医務課)..... 15

告 示

和歌山県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011500 364	ルーツ	有田市港町字東川90-3	就労継続支援B型	身体障害者（肢体不自由者又は内部障害者に限る。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	一般社団法人GROW	有田市港町字東川90-3	令和 3.7.1

和歌山県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012520 361	訪問介護そよかぜ	東牟婁郡那智勝浦町宇久井106-2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	有限会社あおぞら	新宮市佐野三丁目11番5号	令和 3.7.1

和歌山県告示第679号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和3年度から令和5年度まで）に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達業務の名称及び契約期間

(1) 調達業務の名称

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和3年度から令和5年度まで）

(2) 契約期間

令和3年10月1日（金）から令和5年9月30日（土）までとする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (8) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体から1,000㎡以上の建築物に係る清掃業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 過去5年間に於いて、病床数150床以上の病院から病院の清掃業務（病室清掃を含む業務に限る。）を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (11) 次のアからウまでに掲げる有資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める人数の常勤の職員を配置することが可能であると認められる者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 1名以上

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条第1項に規定する技能士（技能検定の職種がビルクリーニングである者に限る。） 2名以上（うち1名は1級、それ以外のものは1級又は2級であること）

ウ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する病院清掃受託責任者講習の修了証書の交付を受け、その有効期間が満了していない者 1名以上

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

キ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

ク 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日におい

て発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

コ 2の(8)から(10)までの要件を満たしていることを証する書類の写し

サ 2の(11)の配置可能な職員が2の(11)アからウまでの有資格者であることを証する書類の写し及び当該職員が常勤であることを確認できる資料

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1)のアからオまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年7月9日（金）から同月30日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1建築物の保守管理」の小分類「1建築物清掃」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって、(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年7月16日（金）に実施する入札説明会において質問を行うほか、同月9日（金）から同月20日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和3年7月28日（水）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年7月16日（金）から同月30日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和3年8月6日（金）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めること

ができる。

- (2) (1)の説明は、令和3年8月11日（水）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和3年8月16日（月）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第680号

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
中部電力ミライズ株式会社
愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額
32,902,225円（うち消費税及び地方消費税の額2,991,111円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年5月28日

和歌山県告示第681号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大池（三百瀬）地区
- 2 確定年月日 平成29年9月13日
- 3 工事を完了した時期 令和3年2月26日

和歌山県告示第682号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 上の谷池地区
- 2 確定年月日 平成29年11月8日
- 3 工事を完了した時期 令和3年3月25日

和歌山県告示第683号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 小谷上池地区
- 2 確定年月日 平成29年11月23日
- 3 工事を完了した時期 令和3年3月25日

和歌山県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第686号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業期間 令和2年12月15日から令和3年5月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県の一部

和歌山県告示第687号

和歌山県和歌山市直川・府中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和2年12月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市直川・府中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市直川・府中の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第688号

和歌山県和歌山市松島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年2月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市松島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市松島の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第689号

和歌山県和歌山市西浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西浜の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第690号

和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁・島橋南ノ丁の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和2年12月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁・島橋南ノ丁の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁・島橋南ノ丁の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第691号

和歌山県海南市下津野、原野・野上中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和2年12月23日まで

- 3 成果の名称
和歌山県海南市下津野、原野・野上中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市下津野、原野・野上中の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第692号

和歌山県海南市次ヶ谷、ひや水・阪井の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市次ヶ谷、ひや水・阪井の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市次ヶ谷、ひや水・阪井の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第693号

和歌山県海南市大野中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年1月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市大野中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市大野中の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第694号

和歌山県有田市野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から令和2年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市野の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第695号

和歌山県田辺市下三栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年1月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市下三栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市下三栖の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第696号

和歌山県田辺市和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市和田の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第697号

和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から令和2年12月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第698号

和歌山県紀の川市中畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から令和3年1月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第699号

和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から令和2年12月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市中鞆渕の一部地区

- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第700号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年11月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第701号

和歌山県有田郡有田川町大字三瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年11月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字三瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字三瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第702号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和3年2月4日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区

5 認証年月日

令和3年6月25日

和歌山県告示第703号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年2月4日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区

5 認証年月日

令和3年6月25日

和歌山県告示第704号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和3年3月4日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区

5 認証年月日

令和3年6月25日

和歌山県告示第705号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第

180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年12月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第706号

和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深・和深川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深・和深川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深・和深川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年6月25日

和歌山県告示第707号

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地が行われたので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第708号

和歌山県立学校モバイルWi-Fiルーター（+F FS030W）によるインターネット接続サービス業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月9日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ(+F FS030W)によるインターネット接続サービス業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局総務課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社NTTドコモ関西支社和歌山支店
和歌山市黒田33番地1
- 5 落札金額
30,053,100円(うち消費税及び地方消費税の額2,732,100円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年5月18日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

第6項の表中

医療法人藤民病院 藤民病院介護医療院	和歌山市塩屋三丁目6番2号	を
医療法人藤民病院 藤民病院介護医療院さくらの家ふじたみ	和歌山市塩屋三丁目6番2号	に改める。

公 告

入札公告

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和3年度から令和5年度まで)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和3年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達業務の名称

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和3年度から令和5年度まで）

(2) 調達業務の内容

和歌山県立こころの医療センターの病院清掃業務を実施する。

その他の内容は、仕様書による。

(3) 契約期間

令和3年10月1日（金）から令和5年9月30日（土）までとする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第679号に規定する和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和3年度から令和5年度まで）に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

(2) 期間

令和3年7月9日（金）から同月30日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、令和3年7月9日（金）から同月20日（火）までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和3年7月28日（水）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県立こころの医療センター B会議室（診療管理棟 2階）

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

(2) 日時

令和3年7月16日（金）午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の（1）に同じ。

イ 入札日時

令和3年8月20日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを提出すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年8月19日（木）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りでない。

(4) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センタ

一事務局の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Cleaning service of Wakayama Prefecture Mental Health Care Center, 1 Set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 20 August 2021 (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 19 August 2021)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571